

議第 1 号

刈谷田川土地改良区定款の一部改正について（案）
刈谷田川土地改良区定款の一部を次のとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
刈谷田川土地改良区定款 第 1 条～第19条 （略） （理事長） 第20条 理事は、理事長1人を互選するものとする。 2 理事長の勤務形態は、2年毎に理事会で見直しを行うものとし、変更の 場合は総代会の承認を受けるものとする。 第21条～第43条 （略） 附 則（ 年 月 日新潟県三振農第 号） 1 この定款は、認可の日から施行する。	刈谷田川土地改良区定款 第 1 条～第19条 （略） （理事長） 第20条 理事は、理事長1人を互選するものとする。 — — 第21条～第43条 （略）

令和6年10月16日 提 出

刈谷田川土地改良区
理事長 河 村 則 夫